

# 名寄市パブリック・コメント手続条例が4月からはじまります

～計画や条例などを策定する際、市民皆さまからのご意見を募集いたします～

## 名寄市パブリック・コメント 手続条例とは

「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策となる計画や条例などを策定する前に、その案を公表して、市民の皆さんに、ご意見を求め、いただきたご意見を考慮したうえで、最終的に政策などを決定し、あわせてお寄せいただいたご意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。

名寄市パブリック・コメント手続条例の施行により、名寄市自治基本条例に定める市民参加制度のしくみを具体的に制度化して、より一層市民と連携・協力したまちづくりを進めることができます。

## 1 対象となるもの パブリック・コメント手続の流れ

市が、次の計画や条例などを策定する際、パブリック・コメント手続を実施いたします。

ご意見をお寄せいただく期間は、対象となる計画や条例などの案の公表から30日以上の期間を設けます。

## 2 政策等案の公表方法 意見の提出方法

市は、ご意見をお寄せいただいだく計画や条例などの案の内容を公表します。

公表の方法は、市ホームページに掲載するほか、内容は担当課、市役所名寄庁舎、市役所風連庁舎、智恵文支所にて閲覧できます。

- ①市の基本的な構想及び計画の策定または改廃
- ②市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃
- ③市民等に義務を課し、または権利を制限する条例、規則の制定または改廃など
- ④市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定または改廃

## 名寄市パブリック・コメント手続の流れ

名寄市

①計画・条例などの案を作成

②案の公表、意見の募集

募集期間30日以上

指定場所やホームページで公表

③意見を提出

市民の皆さん

④意見を考慮

⑤計画、条例などの案の決定

必要に応じ議会への報告や議決

⑥提出された意見と市の考え方を公表

指定場所やホームページで公表

## 4 お寄せいただいたご意見 および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見については、十分考慮したうえで、

ご意見の提出方法は、指定場所への書面の提出、郵便、ファックス、電子メールなどの指定される方法でお願いいたします。

お寄せいただいたご意見とそれは、指定した場所や市のホームページなどで公表いたします。

計画や条例などを決定いたしました。お寄せいただいたご意見とそれは、指定した場所や市のホームページなどで公表いたします。